

岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務委託

総合評価競争入札募集要項

令和5年4月

(公財) 岐阜県スポーツ協会

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容等	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 総合評価競争入札に係る事項	1
1 総合評価競争入札参加要件	
2 企画提案書の作成	
3 総合評価競争入札の手続等	
第3 提案評価に係る事項	5
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価内容	
4 最優秀提案者の選定	
5 選定結果の通知及び公表	
第4 契約の締結	6
第5 業務の適正な実施に関する事項	6
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7 その他	7
第8 問い合わせ及び各種書類の提出先	8
別表 評価項目及び評価内容	9

岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務委託 総合評価競争入札募集要項

岐阜メモリアルセンターは、甲が管理運営する指定管理施設であり、甲は利用者のサービス向上に日々努めている。

施設の利用状況やイベント情報及び駐車場案内などは、主に岐阜メモリアルセンターウェブサイトを使い情報発信している。

そこで、ウェブサイトをリニューアルすることで、魅力ある施設の更なる周知により利用率の向上に寄与するとともに、イベント情報等の分かりやすい発信により県民への更なるサービス向上に寄与することを目的としたウェブサイトを制作します。

本業務の実施にあたり、魅力的かつ効果的なウェブサイトの制作のため、企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務

2 業務内容等

別添「岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間

4 委託費の上限

3,372,600円（消費税及び地方消費税含む）

第2 総合評価競争入札に係る事項

1 総合評価競争入札参加要件

本総合評価競争入札に参加できる者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、総合評価競争入札参加申込期限日から総合評価競争入札評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、総合評価競争入札参加申込期限日から総合評価競争入札評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2 企画提案書の作成

様式 2 により、事業を企画・提案してください。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 総合評価競争入札の手続等

(1) スケジュール 休館日：2月21日（火）、3月7日（火）、3月14日（火）

項 目	日 程
①募集要項等の配布開始	令和 5 年 2 月 20 日（月）から
②質問の受付	令和 5 年 2 月 27 日（月）～令和 5 年 2 月 28 日（火）
③企画提案書の受付	令和 5 年 3 月 6 日（月）～令和 5 年 3 月 17 日（金）
④受託者の決定	令和 5 年 3 月 27 日（月）まで

(2) 募集要項等の配布

① 配布開始

令和 5 年 2 月 20 日（月）から

② 配布場所

(公財) 岐阜県スポーツ協会 <https://www.gifu-sports.org/>及び岐阜メモリアルセンターホームページ <https://www.gifuspo.or.jp/GMC/100/101-1.html> 内に掲示します。

※郵送での配布は行いません。

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和5年2月27日(月)～令和5年2月28日(火)

午前8時30分～午後5時15分

② 提出方法

質問書(様式1)を(公財)岐阜県スポーツ協会施設課あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：gmc@gifu-sports.org

※電子メールの件名に「【質問】岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務委託」と記載してください。

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県スポーツ協会のホームページにて公開します。

(公財) 岐阜県スポーツ協会：<https://www.gifu-sports.org/>

岐阜メモリアルセンター：<https://www.gifuspo.or.jp/GMC/100/101-1.html>

(4) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和5年3月6日(月)～令和5年3月17日(金)(休館日を除く)

午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)

② 提出書類

ア 企画提案書(様式2)

イ 添付書類1～3

③ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

④ 提出方法

上記受付期間までに、岐阜県スポーツ協会施設課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください(期間内に必着とすること)。

※郵送の場合は電話により送達を確認してください。(第8 問合せ先及び各種書類の提出先参照)

⑤ 注意事項

(公財) 岐阜県スポーツ協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 総合評価競争入札参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等総合評価競争入札参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 総合評価競争入札参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」

の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、(公財)岐阜県スポーツ協会情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日(評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日)の正午までに、総合評価競争入札参加辞退届(様式3)を岐阜県スポーツ協会施設課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。(第8問合せ先及び各種書類の提出先参照)

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、(公財)岐阜県スポーツ協会が別に定める構成員により組織された「岐阜メモリアルセンターウェブサイト制作・運用保守管理業務委託総合評価競争入札評価会議」(以下「評価会議」という。)が行います。

なお、評価会議では、提出書類及び総合評価競争入札参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和5年3月24日(金)

(2) 開催場所

Zoomでの開催を予定しています。

(3) 企画提案の所要時間(予定)

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ① 各参加者の開始時間及びミーティングID、パスコードは、後日通知します。
- ② 評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ③ プレゼンテーションの方法は指定しませんが、受付期間内に提出した資料に

沿った内容で実施してください。なお、デモサイトを制作する必用はありません。

④ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

⑤ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

(公財) 岐阜県スポーツ協会において、申請団体より提出された申請書類をもとに「総合評価競走入札方式」により審査を行い、最も優秀であると認められた1団体を受託者とします。

各評価会議構成員の得点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、得点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知

審査結果は、採用、不採用に関わらず、令和5年3月27日(月)までに発送します。

なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と(公財)岐阜県スポーツ協会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、(公財)岐阜県スポーツ協会と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事を取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

（公財）岐阜県スポーツ協会は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

（公財）岐阜県スポーツ協会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、（公財）岐阜県スポーツ協会は契約の取消しができます。この場合、（公財）岐阜県スポーツ協会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、（公財）岐阜県スポーツ協会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

- ①最優秀提案者が、総合評価競争入札評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に（公財）岐阜県スポーツ協会から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。
- ②岐阜県との間で、岐阜メモリアルセンター・岐阜県長良川球技場・スポーツ科学トレー

ニングセンターの「管理に関する年度協定書」が締結されなかった場合は、当該契約を締結しないことがあります。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒502-0817 岐阜市長良福光大野 2675-28 (岐阜メモリアルセンター内)

(公財) 岐阜県スポーツ協会 施設課 担当：水口

TEL：058-233-8822 (代表)

FAX：058-231-3484

電子メールアドレス：gmc@gifu-sports.org